別記様式第一(第4条第1項関係)

行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

(行政機関の長) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあっては、本店又は 主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。) 印

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールア ドレスを記載すること。担当部署等がある 場合は、当該担当部署名及び担当者を記載 すること。)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下のとおり行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

- 1. 個人情報ファイルの名称
- 2. 行政機関非識別加工情報の本人の数
- 3. 加工の方法を特定するに足りる事項
- 4. 行政機関非識別加工情報の利用
- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法

- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3) の事業の用に供しようとする期間
- 5. 漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6.	行政機関非識別加工情報の提供の力	テ法
----	------------------	----

(1)	提供媒体	CD-R	DVD-R
(2)	提供方法	窓口受領	郵送

記載要領

- 1.「個人情報ファイルの名称」には、「電子政府の総合窓口」(e-Gov) において公表されている個人情報ファイル簿(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
- 2. 「行政機関非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政 機関非識別加工情報に含まれる本人の数(下限は千人)を記載すること。
- 3.「加工の方法を特定するに足りる事項」には、行政機関において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度(例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。)を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、行政機関の保 有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当 該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

- 4. 「行政機関非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に 記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、 事業の目的、内容並びに行政機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要 な期間を記載すること。
- 5. 「漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」を踏ま えて記載すること。
- 6.「行政機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
- 7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第二(第4条第6項関係)

誓 約 書

年 月 日

(行政機関の長) 殿

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。) 印

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

第44条の5第3項 第44条の12第2項において準用す る第44条の5第3項

の規定により提案する者(及びその役員)が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
- 3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号年 月 日

審查結果通知書

(提案者) 様

行政機関の長 印

年 月 日付け「行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

(行政機関の長)との間で行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記 2. に従って手数料を納付の上、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則第8条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料

- (1)納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限
- 3. 行政機関非識別加工情報の提供の方法
- 4. その他
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書 (第一面)

年 月 日

(行政機関の長) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあっては、本店又は 主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

連 絡 先(連絡のとれる電話番号及び電子メールア ドレスを記載すること。担当部署等がある 場合は、当該担当部署名及び担当者を記載 すること。)

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

第44条の9

第44条の12第2項で準用する第44条の9

の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2. 行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料は、行政機関の保有する個人情報の 保護に関する法律第4章の2の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する 規則別記様式第三(第8条第1項関係)により通知した事項に従って納付すること。
- 3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

収入印紙貼り付け欄
(METT) - Phase dos.
(消印してはならない。)

別記様式第五(第8条第3項関係)

 第
 号

 年
 月

 日

審查結果通知書

(提案者) 様

行政機関の長 印

年 月 日付け「行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する 法律第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により 通知します。

(提案が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる 基準に適合しないと認める理由)

- 1.「提案が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の7第1項各号 に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第六(第13条において読み替えて準用する第4条第1項関係)

作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

(行政機関の長) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあっては、本店又は 主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。) 印

連 絡 先(連絡のとれる電話番号及び電子メールア ドレスを記載すること。担当部署等がある 場合は、当該担当部署名及び担当者を記載 すること。)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第 44 条の 12 第 1 項前段 第 44 条の 12 第 1 項後段 第 44 条の 12 第 1 項後段 より、以下のとおり作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業(又は事業の変更)に関する提案をします。

- 1. 提案に係る行政機関非識別加工情報を特定するに足りる事項
- 2. 行政機関非識別加工情報の利用
- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3) の事業の用に供しようとする期間

- 3. 漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 4. 行政機関非識別加工情報の提供の方法

(1)	提供媒体	CD-R	DVD-R
(2)	提供方法	窓口受領	郵送

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2.「提案に係る行政機関非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関非識別加工情報の概要を記載すること。
- 3.「行政機関非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に 記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、 事業の目的、内容並びに行政機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要 な期間を記載すること。
- 4.「漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」を踏ま えて記載すること。
- 5.「行政機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること(法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。)。
- 6. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第七(第13条において読み替えて準用する第8条第1項関係)

 第
 号

 年
 月

 日

審查結果通知書

(提案者) 様

行政機関の長 印

年 月 日付け「作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

(行政機関の長)との間で行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記 2. に従って手数料を納付の上、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則第8条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料

- (1)納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限
- 3. 行政機関非識別加工情報の提供の方法
- 4. その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第八(第13条において読み替えて準用する第8条第3項関係)

第 号年 月 日

審查結果通知書

(提案者) 様

行政機関の長 印

年 月 日付け「作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 12 第 2 項で準用する 第 44 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

- 1.「提案が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること